

【勤務地：東京都千代田区】

任期付職員の採用について

職種	内閣官房任期付職員
職務の内容及び待遇等	<p>1. 職務内容</p> <p>(1) 内閣における戦略的な広報活動に関する・企画・立案・実施</p> <p>(2) ホームページ及びツイッター、フェイスブック等のSNSなどを利用したIT広報活動のためのページの作成・更新</p> <p>(3) ホームページ等に掲載する動画の企画・撮影・編集 等</p> <p>2. 待遇等</p> <p>(1) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、常勤の国家公務員として採用します。</p> <p>(2) 給与については、任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき、これまでの経歴等を考慮して決定します。</p>
求める人材	インターネットを通じた広報業務に関する高度な専門的知識を有するとともに、ホームページ又はソーシャルメディアを活用した広報、宣伝、プロモーションに関する実務経験（4年以上若しくはそれと同等と認められる期間）を有する者。
採用予定人数	1名
採用予定期間	令和5年7月1日～令和6年6月30日まで (職務の状況によっては任期の更新等もあり得ます)
応募資格	<p>1. 大学卒業又は同等の学歴を有する者</p> <p>2. 上記「求める人材」に記載された実務経験を有すること</p> <p>3. 当該採用期間にわたり継続して勤務が可能な者</p> <p>4. 日本国籍を有する者</p> <p>なお、次のいずれかに該当する者は、今回の募集に応募できません。</p> <p>(1) 日本国籍を有しない者</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>(5) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)</p>
選考方法	一次選考：書類審査、二次選考：面接 ※書類審査の結果、二次選考（面接）を行うこととなった方のみ二次選考の日時・場所等をご連絡いたします。

【勤務地：東京都千代田区】

応募受付期間	令和5年6月2日（金）必着
問い合わせ先	<p>（問合せフォームアドレス）</p> <p>https://www.cas.go.jp/form_kouhoushitsu_saiyou.html</p> <p>※採用に関するお問い合わせは、上記問合せフォームにてお受けいたします。氏名、連絡先（電子メールアドレス）、質問事項を問合せフォームに記載ください。受領後、担当者よりご連絡させていただきます。（電話によるお問い合わせはお受けいたしかねますので、ご遠慮いただきますようお願いいたします。）</p>
応募要領	<p>1. 応募方法</p> <p>下記提出書類を担当あて郵送(応募締切日必着)してください。封筒の表面に朱書きで「任期付採用（IT広報）応募書類在中」と明記してください。（応募書類は返却いたしません。なお、応募書類に記載された個人情報につきましては、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。）</p> <p>2. 提出書類</p> <p>（1）一次選考（書類審査）</p> <p>① 履歴書（市販の用紙で可）※写真貼付</p> <p>② 志望理由をまとめたもの（A4横書）</p> <p>③ これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの（A4横書）</p> <p>（注）専門知識、経験に関する資料、資格に関する証明書類があれば、写しをご提出ください。</p> <p>（2）二次選考（書類選考により面接の連絡を受けた者）</p> <p>① 戸籍謄本1通（発行日から3ヶ月以内のもの）</p> <p>② 卒業（修了）証明書（大学・大学院等）</p> <p>（注）戸籍謄本は、受験者の外国国籍の有無を確認するために提出を求めるものですが、仮に最終合格者として採用が内定した者について、当該戸籍謄本のみでは外国国籍の有無が確認できない場合には、更に戸籍・国籍関係の追加書類の提出を求める場合があります。</p> <p>3. 提出先</p> <p>〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1 内閣官房内閣広報室 総務担当</p>
備考	<p>1. 現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から原則退職する必要があります。（休職は不可）</p> <p>2. 採用内定者には、健康診断を受診（自己負担により任意の医療機関で実施）していただきます。</p>